

「電気取扱業務（低圧）に係る特別教育」のご案内

(一社)鳥取県労働基準協会中部支部

事業者は、労働安全衛生法第59条第3項(労働安全衛生規則第36条第4号)の規定により、高圧、低圧を問わず、充電回路の敷設や点検・修理・操作等の業務は危険な作業であるため、これらの作業に従事する作業員に対し安全のための特別教育を実施することが義務付けられています。

今般、前記の業務の内、低圧（直流750V以下、交流600V以下）の充電回路の敷設若しくは修理の業務又は配電盤室・変電室等区画された場所に設置する低圧の回路のうち、充電部分が露出している開閉器の操作の業務についての特別教育を下記により実施することとしました。

つきましては、関係作業従事者が漏れなく受講されますようご案内します。

記

1. 日 時 令和6年12月4日(水) 8:30~17:30(受付8:15~)

2. 場 所 鳥取県立倉吉体育文化会館(倉吉市山根529-2)

3. 日 程

科 目		時 間	講 師
学 科	①低圧電気の基礎知識	8:30~16:30(7時間) (12:00~13:00 休憩)	中国電気保安協会 倉吉営業所
	②低圧電気設備の基礎知識		
	③低圧用の安全作業用具の基礎知識		
	④低圧の活線作業及び活線近接作業の方法		
	⑤関係法令		
実 技	①開閉器の操作	16:30~17:30(1時間)	

(注) 低圧の活線作業及び活線近接作業に従事させるには、上記講習のほかに活線作業に関する実技教育を6時間以上受ける必要がありますのでご留意下さい。

4. 受講料 協会員 9,000円 (テキスト代込み) (消費税10%対象、内税818円)
非協会員 11,000円 (テキスト代込み) (消費税10%対象、内税1,000円)

5. 申込方法 **令和6年11月26日(火)**までに、別紙「受講申込書」により、郵送又はFax(0858-22-9054)で当協会中部支部へお申し込み下さい。受講料は申込み締切日までに、ご持参、現金書留又は銀行振込によりお支払い願います。

振込口座	<u>鳥取銀行倉吉支店(普) 0207231</u>
名義人	(一社)鳥取県労働基準協会中部支部

6. 募集定員 50名 定員になり次第締め切ります。

7. その他

- (1) 当協会発行の「特別教育等受講者記録」(受講証)をお持ちの事業場は、「受付」の際にお渡し下さい。受講者には、各人ごとに修了証を交付します。
- (2) 受講者への受講票は発行しませんので、開始時刻までに会場にお出で下さい。
- (3) 受講申込み後の取消し(欠席を含む)は、令和6年11月26日(火)までに連絡があった場合を除き受講料はお返しできませんので、ご了承下さい。
- (4) 申込み・問い合わせ先

(〒682-0811)倉吉市上灘町115-1 (有)河崎組3F

(一社)鳥取県労働基準協会中部支部

登録番号:T5270005000526

(Tel・Fax 0858-22-9054)

「電気取扱業務（低圧）特別教育」受講申込書

受講者氏名	生年月日	備考
	昭・平 年 月 日	

(★ 下欄にもご記入願います。)

- (1) 鳥取県労働基準協会へ加入の有無（加入・未加入）（いずれかに○をして下さい）
- (2) 受講者数（ 名）、 受講料計（ 円）
- (3) 受講料の支払い方法（持参・現金書留・銀行振込）（いずれかに○をして下さい）
- (4) インボイス発行希望（ する ・ しない ）（いずれかに○をして下さい）
 ※希望する場合はいずれかに○をして下さい（ 請求書 ・ 領収書 ）

上記のとおり申込みます。

令和6年 月 日

事業場名：

所在地：

(連絡先電話番号： — —)

代表者職氏名：

(〒682-0811) 倉吉市上灘町115-1 (有)河崎組3F

(一社) 鳥取県労働基準協会中部支部長 殿

(Tel・Fax兼用 0858-22-9054)

(申込書に記載された事項は、修了証交付の目的以外には使用しません。)